1 総合療育相談センターの概要

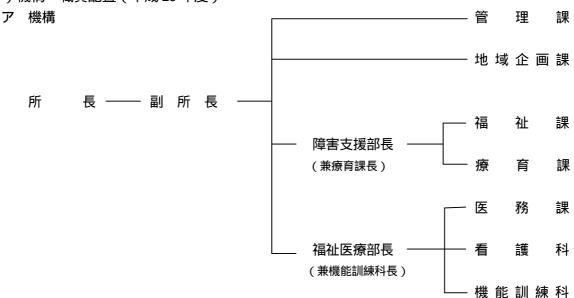
1 総合療育相談センターの概要

(1) 設置目的

神奈川県立総合療育相談センターは、平成8年4月1日に、当時の神奈川県立障害者更生相談所(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく必置機関)と神奈川県立ゆうかり園(児童福祉法に基づく肢体不自由児施設)の機能を統合し、さらに、センター内に神奈川県中央児童相談所が移転するかたちで設置されたもので、子どもの心身の健全な発達に関する問題等について相談に応じるとともに、身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて診療、療育訓練を実施することをその目的としています。

平成 25 年 4 月、組織再編により総合療育相談センターと中央児童相談所が別組織として位置づけられましたが、引き続き、一体的運営を図りながら、支援を進めているところです。

(2)機構・職員配置(平成28年度)



イ 職員配置(臨任、再任用含む)

(平成28年4月1日現在)

	所長	副所長・部長	課(科) 長	一般事務	福祉	医師	薬剤師	看護師	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	電話交換	合計
-	1	1												2
管 理 課			1	3									1	5
地域企画課			1	3	2									6
障害支援部		1	1		14				2					18
福祉医療部		1	2			1	1	25	·	5	3	3		41
計	1	3	5	6	16	1	1	25	2	5	3	3	1	72

(注)福祉は障害支援部長・福祉課長・地域企画課長を含め 19 名です。

医師は所長、福祉医療部長・医務課長を含め4名です。

看護師は看護科長を含め26名です。

(3) 業務概要(平成27年度)

部	課(科)	事業內容
管	理	課	職員人事、予算・決算、財産管理、一般庶務
地垣	龙 企 画	;課	子ども人権相談室事業の実施 身体障害者手帳・療育手帳の発行 子ども及び障害者に関わる福祉関係者への研修の実施
障害支	福 祉	課	専門的相談機能(身体・知的障害者の更生相談・支援に関すること) 判定・評価機能(身体・知的障害者に関する医学的・心理学的判定及び職 能判定) 市町村等への専門的支援 重症心身障害者の認定及び入所調整 障害者自立支援協議会等への参加
援部	療育	課	障害児等療育支援事業 入院児童への支援 短期入所事業
福	医 務	課	[診療:リル・リテーション科、整形外科、小児科(小児神経)、精神科(児童精神)] 入院・外来・早期療育外来に関すること、早期療育事業・巡回リル・リテーション 事業・身体(知的)障害者の医学的判定業務等、短期入所利用者受け入れ
祉 医療	看 護	科	次の事業における看護業務の実施 入院・外来・早期療育外来・早期療育事業・巡回リルビ リテーション事業・ 身体(知的)障害者の医学的判定等・短期入所事業
部	機能訓練科		次の事業における理学療法、作業療法、言語聴覚療法の実施 入院・外来・早期療育外来・早期療育事業・巡回リルビリテーション事業・ 身体障害者の医学的判定等

(4) 事業一覧表

